

ミャンマーにおける知的財産法の状況

2023年7月

One Asia Lawyers ミャンマー事務所

代表弁護士(日本法):佐野 和樹

1 はじめに

2023 年 4 月 1 日に日本政府が整備を支援した商標法が施行されました。以下では商標法を中心にミャンマーにおける現在の知的財産法の状況を概説させていただきます。



2 商標法の施行

商標法は2019年に公布され、2020年10月よりソフトオープニング期間が開始され、登録法に基づき申請済みの商標(農業・畜産・灌漑省の管轄機関に登録された商標)を出願できるシステムが運用されていました。

出願自体は可能なものの、手数料などの手続きに必要な規則が制定されていない運用が数年にわたり、続いていましたが、2023年4月1日に商標法が施行されました。

併せて2023年4月1日にミャンマー商業省より商標に関する規則(MOC Notification No.17/2023)が発布され、出願料、登録料などの各種手続きの費用が規定されています(出願料金および登録料はいずれも15万チャット(約7500円)・1クラスあたり)。

2023年4月26日、「世界知的財産の日」に合わせて記念式典が開催され、商標登録が開始されています。

商標の出願は、ヤンゴンなどの知的財産局で申請書を提出するか、オンラインで申請書を提出することができます。オンラインの出願者は、知的財産局ウェブサイト(www.ipd.gov.mm)上にあるオンライン予約システムから、予約できます。

また、知的財産局ウェブサイトでは、オンライン申請システム(WIPO file)のユーザーマニュアルが公表されています。ウェブサイトにログインし、商標・申請者・クラスの詳細などを入力して申請書を提出するなどの申請方法が記載されています。

ミャンマーの最高裁判所は、2023 年 3 月 24 日に商標法に基づく知的財産権に関連した訴訟を審理し、判決を下す権限や管轄権の付与に関する通知を発布しており、ヤンゴンでは商標法に基づく知的財産の侵害に関する請求に関して Kyauktada 地区裁判所が管轄として定められています。

なお、出願期間が政府の通知によって延長されるなど、随時運用が変更されていく可能性があるため、実際の出願にあたっては最新の運用を確認することが重要となります。

3 商標法の出願について

① ソフトオープニング期間 (2020年10月1日から2023年4月3日) に出願された商標(第1フェーズ) について

WIPO file を通じて、出願の商標登録手数料の支払いおよび代理人選任届 (フォーム TM-2) の提出を 2023 年 6 月 30 日までに行う必要があります。

なお、商標出願の代理人は商標代理人として登録された者でなければ選任できず、ミャンマー人弁護士のみが登録できます。また、申請者が、ミャンマーに主たる営業所等を有しない場合は、所在国にて公証認証を受ける必要があります。

ONE ASIA LAWYERS

- ② 商標法施行前からの使用事実に基づく優先出願(第2フェーズ)について 商標法施行前からの使用事実に基づく優先使用権の享受を希望する場合は2023年4月26日 から今後6か月以内に知的財産局へ申請しなければならないと公表されています。
- ③ 上記以外の各種出願について 上記以外の各種出願は、2023年4月26日から開始されています。

4 その他の知的財産法の動向

2023 年 6 月 15 日付国営紙グローバル・ニュー・ライト・オブ・ミャンマーによれば、ミャンマー商業省のアウンナインウー氏は、意匠法の年内施行を目指す方針を明らかにしたと報道されています。また、商業省は年内に意匠法だけでなく著作権法の施行も目指しており、特許法も 24 年には施行にこぎ着けたい考えだと報道されています。

今後ミャンマーにおいて知的財産権に関する法制度の整備が進むと予想されるため、今後の 動向に注意が必要となります。

以上

〈注記〉本資料に関し、以下の点ご了承ください。

- ・本資料は2023年7月10日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更に伴い、本資料は変更となる可能性が ございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

♦ One Asia Lawyers ♦

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ https://oneasia.legal または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士(日本法) ミャンマー・マレーシア統括

2013 年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd.で 3 年間勤務。2016 年より One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019 年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住している。ミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal